

ベトナムにおける外国人労働者の個人所得税の概要

岡山県ベトナムビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Cao Diep Anh)

1.はじめに

近年、ベトナム経済は海外からの投資が増加しているが、その中でも特に日系企業からの投資が増え続けており、日本人の労働者数も増加している。ベトナムにおける外国人労働者の個人所得税は、広範な課税所得により非常に高額となる場合が多い為、ベトナムの個人所得税法の知識は外資企業にとっても非常に重要なものである。そこで本稿では、ベトナムにおける外国人労働者の個人所得税の概要について説明する。

2.個人所得税の概観

2.1.「居住者」と「非居住者」の区分

ベトナム個人所得税法では、滞在日数に関わらず、ベトナムで1日でも就労していれば納税義務が発生する。また、個人所得税法において、「居住者」と「非居住者」とで所得税の計算方法や課税システムが異なるため、まず、そのどちらに該当するかを判断することが必要である。

a)「居住者」

以下のいずれかの基準に該当する者である。

- 滞在日数基準:「暦年中（1月1日～12月31日）」、または「初回入国日から起算して12カ月以内」で、183日以上ベトナムに滞在している。
- 居住基準: ベトナムに「住所」¹を有する。（課税年度内で183以上の賃貸契約を有している場合）

b)「非居住者」

上記に該当しない個人が「非居住者」となる。

2.2. 個人所得税の計算方法

- 課税対象所得は、給与・賞与・その他様々な手当が課税対象となる。
- 一般的な計算方法：

$$\text{個人所得税} = \text{課税所得} \times \text{税率}$$

a)「居住者」の場合：

課税所得は全世界所得となる。（全世界所得にはベトナム国内源泉及び、日本等ベトナム国外における課税所得も含まれる）

¹「住所」とは、「各人の生活の本拠」をいい、ベトナム国内に「生活の本拠」があるかどうかは、客観的事実によって判断される。外国人の場合は、公安により発行される居住証明、一時滞在許可証に記載された住所または課税年度内において183日以上の賃貸契約等による住所を指す。

累進税率表

税級	年間課税所得 (100万ドン)		月間課税所得 (100万ドン)		税率 (%)
	超	以下	超	以下	
1		60		5	5
2	60	120	5	10	10
3	120	216	10	18	15
4	216	384	18	32	20
5	384	624	32	52	25
6	624	960	52	80	30
7	960		80		35

b) 「非居住者」の場合：

課税所得はベトナム国内源泉所得のみが対象で、税率は20%となる。（ベトナム国内源泉が確定できない場合は、全世界所得をベトナム滞在日数で日割り計算した額に、ベトナムでのホテル代等の会社負担の手当を加算した額が課税対象となる）

3. 課税対象及び対象外の各種手当

課税対象となる給与所得は、各種手当や福利厚生、その他個人に対して支払われた会社負担の費用も含まれる為、課税対象となる項目は多い。2018年1月時点で課税対象とされている会社負担の主な費用は以下である。

- 家賃手当、水道光熱費、住宅管理費
- 健康診断費用（会社全体で受診する場合は非課税）
- 駐在員が休暇で帰国する際の航空券代（社内規定に含まれている場合、年1回の往復分は非課税）
- 駐在員が私用及び家族が使用するレンタカー代
- ゴルフプレー代、スポーツクラブ会員費
- 会計事務所への個人所得税申告サービスの費用
- その他業務に関連しない個人に対する費用

以下の各種手当は課税対象外となる。

- 外国人労働者に雇用者が支給する帰省用往復飛行券費用（年1回）
- 雇用者が負担する外国人労働者の子供の学費（幼稚園・保育園から高等学校まで）
- 給与に含まれる残業や夜勤手当（通常の勤務より割増）
- 昼食や休憩時の食事手当（最大73万ドン/月）
- 制服手当（現金支給の場合最大500万ドン/月）
- 電話代と出張手当（就業規則や労働契約書に記入されている場合）

4. 申告・納税方法

給与所得の申告及び納税は一般的に四半期毎に行う場合が多く、居住者は年次の確定申告手続も必要となる。個人所得税の各種納税期限と申告方法は以下の通りである。

a) 納付期限：

- 四半期申告：四半期末から30日以内

- 年次確定申告：暦年末から 90 日以内
- 帰任時：ベトナム出国日から 45 日以内

b) 申告方法：

- 期中の申告：四半期もしくは月次申告
(外国法人が負担する給与分は四半期申告、ベトナム現地法人が負担する給与分については四半期か月次申告のいずれかを選択できる)
- 年次確定申告：居住者の場合のみ必須、非居住者は不要

5. おわりに

以上のように、個人所得税申告納税の方法や税率については、ベトナムでの滞在日数によって適用が異なるので、特に赴任の際には「居住者」「非居住者」のどちらに該当するかを認識しておく必要がある。更に、税額を計算する際の課税対象となる項目も多く、また、頻繁に法令改正も行われるので、最新の法令を確認することをお勧めする。ベトナムにおける個人所得税は想定以上に高額となる場合が多く、外資企業にとってベトナム進出時の予算を策定する上で、特に注意しなければならないポイントの1つである。

6. 参考資料

1. 2007 年ベトナム所得税法

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thue-Phi-Le-Phi/Luat-thue-thu-nhap-ca-nhan-2007-04-2007-QH12-59652.aspx>

2. 2012 年ベトナム改正所得税法

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thue-Phi-Le-Phi/Luat-thue-thu-nhap-ca-nhan-sua-doi-2012-26-2012-QH13-152719.aspx>

3. 2014 年ベトナム改正税法

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thue-Phi-Le-Phi/Luat-sua-doi-cac-Luat-ve-thue-2014-259208.aspx>

4. 政令個人所得税法と改正所得税法の施行ガイドライン及び個人所得税法の一部の条項補足 65/2013/ND-CP

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thue-Phi-Le-Phi/Nghi-dinh-65-2013-ND-CP-huong-dan-Luat-thue-thu-nhap-ca-nhan-2007-sua-doi-2012-196609.aspx>

5. 通達個人所得税法及び政令 65/2013/ND-CP 号の施行ガイドライン 111/2013/TT-BTC

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thue-Phi-Le-Phi/Thong-tu-111-2013-TT-BTC-Huong-dan-Luat-thue-thu-nhap-ca-nhan-va-Nghi-dinh-65-2013-ND-CP-205356.aspx>

【岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク（株式会社 I-GLOCAL 内）>>

【所在地】：東京都中央区銀座1丁目18番2号 辰ビル7F

【担当者】：鎌塚 麻由子（かまづかまゆこ）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ホーチミン事務所内）>>

【所在地】：14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

【担当者】：本庄谷 由紀（ほんじょうやゆき）

<<ベトナム/ハノイ現地デスク（I-GLOCAL ハノイ事務所内）>>

【所在地】：Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower, 241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District., Ha Noi, Vietnam

【担当者】：逆井 将也（さかさいまさや）

※ デスクのご利用にあたっては、「岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、まずは岡山県産業企画課マーケティング推進室(086-226-7365)までご相談ください。